

文化財等移設業務委託仕様書

玄海町教育委員会

1. 業務名

文化財等移設業務委託

2. 目的

本仕様書は、玄海町町民会館の工事に伴い、収蔵している文化財等（考古資料（美術品相当を含む）・民俗資料・文書資料・その他）の移設業務委託契約書及び設計資料に内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その必要な事項を定め、もって契約の適切な履行の確保を図ることを目的とする。

3. 履行場所

佐賀県東松浦郡玄海町大字新田地内

（1）現況保管場所

名称：玄海町町民会館 歴史民俗資料館及び収蔵庫

住所：佐賀県東松浦郡玄海町大字新田1809番地22

（2）移設場所

名称：玄海町社会体育館 2階 卓球場及びトレーニングルーム

住所：佐賀県東松浦郡玄海町大字新田1809番地22

4. 履行期間

契約日から令和7年6月30日までとし、移設作業はこのうちの6日間とする。

5. 移設対象物（数量は概数）

（1）考古資料

- ・遺物コンテナ（60 cm×40 cm×10 cm） 13 個
- ・遺物コンテナ（60 cm×40 cm×14 cm） 10 個
- ・遺物コンテナ（60 cm×40 cm×20 cm） 20 個
- ・遺物コンテナ（60 cm×44 cm×30 cm） 3 個
- ・遺物コンテナ（37 cm×30 cm×47 cm） 4 個

（2）考古資料（美術品相当）

- ・壺（最大径：20.1 cm、残存高：15.9 cm） 3 点
- ・甕（高さ 30cm） 1 点、
- ・鉄刀（全長：110cm） 2 本
- ・横瓶（胴部長径：19.6cm、胴部短径：17.0cm、器高：20.2cm） 1 点
- ・高坏（口径：15.1cm、器高：14.25cm） 1 点
- ・杯（口径：9.85cm、器高 4.8cm） 1 点
- ・植物化石（45cm×58cm） 1 点

* 考古資料（美術品相当）については梱包作業が必要となる。

(3) 文書資料（古文書・関係書類、発掘調査報告書等）

- ・古文書木箱（56 cm×38 cm×26 cm） 75 箱
- ・古文書ダンボール（43 cm×33 cm×33 cm） 29 個
- ・一般文書資料（43 cm×33 cm×33 cm） 10 個

(4) 民俗資料（農具・民具等）

- ・大型品（最大長 1.00m以上） 39 点
- ・小～中型品（最大長 1.00m未満） 247 点
- ＊小～中型品については梱包作業が必要となる。

(5) 書架

- ・複柱複式書架 4 連結棚（185cm×360cm×55cm）
- ＊書架については、分解・組み立て作業が必要となる。

(6) その他（委託者が指定する物品等）

6. 業務内容

現況保管場所に収蔵されている上記の移設対象物を以下のとおりに移設場所へ移設するものとする。

(1) 移設対象物運搬及び収納配架

- ①移設対象物の梱包、開梱及び収納・配架を行う。また、移送の際には既存建物及び移設対象物が汚損又は破損させない措置を講じることとし、移設場所についても保護を行うこととする。
- ②考古資料（美術品相当を含む）及び民俗資料の取り扱いについては、梱包、輸送に関する知識及び十分な経験を有している者を配置し、作業に従事するものとする。
- ③考古資料（美術品相当を含む）及び民俗資料の梱包については、適切な梱包材を使用するものとする。
- ④移設作業工程及び管理は受託者が計画し、委託者と協議のうえ、決定する。
- ⑤梱包・養生資材（カートン・ラベル・テープ類・緩衝材等）は受託者が準備すること。
- ⑥移設作業は実働 6 日間とする。

7. 成果品

- (1) 移設作業計画書
- (2) 移設作業工程表
- (3) 業務完了報告書（工程毎の写真を添付したもの）
- (4) 委託者の求めに応じて作成した資料等

8. その他

- (1) 受託者は、環境汚染の防止、省エネルギー・省資源、廃棄物の減量及びリサイクルなど環

境への負荷の低減に努めなければならない。

- (2) 仕様書に定めのない事項については、委託者及び受託者が密に連絡をとり、協議のうえで実施することとする。
- (3) 現場説明会の実施は予定していないため、事前に現地調査が必要な場合は、発注者に電話連絡の上、入札会前日までに行うこと。

【資料一覧】

資料1 現況保管場所移設対象物配置図

資料2 保管場所・移設場所写真

資料3 保管場所・移設場所配置図

資料4 民俗資料一覧